

[事案 28-218] 既払込保険料返還請求

・平成 29 年 6 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由として、特約の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 2 月に契約した生存給付保険に中途付加した変額型の積立特約について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 特約中途付加時に、募集人から、実際は元本保証のない商品であるにも関わらず、10 年経てば元本が保証されるが、代わりに 10 年間はおろせない旨の説明を受けた。
- (2) 募集人の誤説明判明後、募集人と営業所長に面談した際、営業所長から、継続するしか方法がない旨言われたので、特約を継続した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、10 年経てば元本が保証されるとの誤った説明をしたことは認めるが、10 年間はおろせないとの説明はしていない。
- (2) 営業所長が、特約は元本保証のない商品であることを説明したところ、申立人自身の判断で特約を継続することを決めたのであるから、申立人は、特約の中途付加を追認した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本特約中途付加時の状況および誤説明が判明した後の営業所長の対応を把握するため、申立人、募集人および営業所長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が営業所長の説明により本特約を継続したとは認められないことから、既払込保険料の返還は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 特約中途付加時に、10 年経てば元本が保証されるとの募集人の誤説明があった。
- (2) 申立人は、特約継続にあたり、営業所長から、契約の継続でなく取消対応（既払込保険料の返還）の余地があることを示されていなかった可能性がある。そのため、申立人において、元本を取り戻すには特約の継続しかないと考え、継続に至った可能性も否定できない。